

国立大学法人富山大学受託研究員受入規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 3 月 19 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、民間企業等の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）に対し、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において、大学院程度の研究の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的とした受託研究員を受入れる場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 受託研究員として受入れることができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 1 項で定める大学院に入学することができる者又は学長がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請及び許可)

第 3 条 民間企業等の長（以下「委託者」という。）は受託研究員を委託しようとするときは、別に定める受託研究員委託申請書に履歴書及び最終学歴を示す卒業証明書を添え、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究の指導を受けようとする学部等の教授会等の意見を聴いて、許可し、その旨を委託者に通知するものとする。

(研究期間)

第 4 条 受託研究員の研究期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年以内とする。

2 学長は、研究の必要により委託者が別に定める研究期間延長願により、研究期間の延長を申し出た場合は、学部等の教授会等の意見を聴いて、その延長を許可することができる。

3 学長は、前項の申し出を許可した場合は、委託者に通知するものとする。

(研究の中止)

第 5 条 委託者は、やむを得ない理由により、受託研究員が研究を中止しようとするときは、学長に申し出るものとする。

(研究方法)

第 6 条 受託研究員は、受入れ学部等の長が定めた指導教員の指導の下に、本学の施設・設備を利用して研究を行うものとする。

(研究料)

第 7 条 受託研究員の研究料は、別に定めるところによる。

2 委託者は、受入れの許可があった場合は、研究期間開始前日までに研究期間に相当する研究料を一括で納付しなければならない。

3 受託研究員が研究を中止した場合は、既納の研究料は、特別な事由がある場合を除き返還しない。

4 第 2 項に定める期日までに研究料を納付しないときは、受入れを取り消すことができるものとする。

(研究終了届)

第 8 条 受託研究員は、研究が終了したときは、別に定める研究終了届を、指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(規則等の遵守)

第 9 条 受託研究員は、この規則に定めるもののほか、本学の規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、受託研究員の受入れに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学において、受入れを許可された受託研究員の取扱いについては、「富山大学受託研究員規則」の規定によるものとする。
- 3 この規則の施行日前に国立大学法人富山医科薬科大学において、受入れを許可された受託研究員の取扱いについては、「国立大学法人富山医科薬科大学における受託研究員受入規程」の規定によるものとする。
- 4 この規則の施行日前に国立大学法人高岡短期大学において、受入れを許可された受託研究員の取扱いについては、「国立大学法人高岡短期大学受託研究員規則」の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。